

## 大田原市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する大田原市広報紙(以下「広報紙」という。)への広告掲載について、大田原市広告事業実施要綱(平成23年告示第98号。以下「要綱」という。)及び大田原市広告事業掲載基準(平成23年11月1日実施。以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(有料広告)

第2条 広報紙に掲載する有料広告は、要綱及び基準に基づき、広報紙の公共性及び品位を損なわないものとする。

(広告の色彩及び枠の大きさ)

第3条 広告の色彩は、2色刷りとする。

2 広告欄の1枠当たりの大きさは、次の2種類とする。

(1) 1号広告 縦45ミリメートル、横90ミリメートル

(2) 2号広告 縦45ミリメートル、横180ミリメートル

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、広報紙1枠につき次の各号のとおりとする。

(1) 1号広告 15,000円

(2) 2号広告 30,000円

(掲載枠数及び位置)

第5条 広報紙1号につき原則として4頁までとする。

2 広告を掲載する位置は、表紙及び裏表紙を除く市長が指定する頁の最下段とする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載は、広報紙1号単位とする。ただし、1広告主(広告の掲載を依頼するもの。以下同じ。)による広告は、年度を超えない3箇月までを限度として連続して掲載することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、掲載を希望する広報紙発行日の2箇月前までに大田原市広報紙広告掲載申込書(別記様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、1広告主に販売できる広告枠は、広報紙1号につき1枠までとする。

(1) 原稿案

(2) 広告主の業務内容がわかる資料

(3) 市税等の納税証明書(滞納のないことの証明)

(広告掲載等の決定等)

第8条 市長は前条の申込書を受理したときは、原稿の内容等を精査し掲載の可否を決定する。

- 2 広告の掲載が適当と決定した件数が、第5条第1項に定める枠数を超えたときは、要綱第8条第2項の規定により掲載する有料広告を決定する。ただし、連続する掲載の申込みにより既に掲載が決定した枠がある場合は、残枠のみの抽選とする。

(広告原稿の提出)

第9条 要綱第8条第1項による決定通知を受けた広告主は、掲載しようとする広告原稿(以下「版下原稿」という。)を、決定の通知を受けた日から3日以内に提出するものとする。

- 2 決定を受けた版下原稿の提出が、掲載予定月の1箇月前に間に合わない場合は、翌月の掲載とする。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 版下原稿の作成は、広告主負担とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成26年12月1日)

この要領は、平成26年12月1日から実施する。